

退職手当支給制限処分の取消しを求める訴訟の経過について

1 事件の発生と小諸市の処分

平成30年9月19日、職員（当時）は酒気帯び状態で自家用車を運転した上、自転車との接触事故を発生させ、その後逮捕されました。小諸市では当該事件の発生以前より、飲酒運転の根絶、飲酒運転をしない誓約書の提出を求める等の対応を重ねてきたにもかかわらず、当該事件を発生させたことに酌量の余地はなく、平成30年12月に懲戒免職に処するとともに退職手当の全部を支給しないこととする旨の処分を行いました。

2 審査請求と棄却

元職員はこれを受け、処分行政庁である小諸市に対して支給制限処分を不服として審査請求を行いましたが、令和元年9月、これを棄却する裁決を行いました。

3 元職員の訴えの提起と小諸市の敗訴

続いて元職員は、令和2年2月に小諸市を被告とする退職手当支給制限処分の取消しを求める訴えを提起しました。令和3年6月18日の長野地方裁判所判決では、裁判所には小諸市の主張（内容は省略）は概ね理解されましたが「当該事件の結果が非常に悪質とまでは言えないこと（酒気帯び運転は短距離、事故の被害程度、人身傷害なし）、当該非違行為がこれまでの勤続に対する報償をなくし、かつ、退職手当の賃金後払的性格や生活保障的性格を奪ってもやむを得ないとするには均衡を欠いており、退職手当の全部を支給しないという点において社会通念上著しく妥当性を欠き、被告の退職手当管理機関の裁量権の範囲を超えるものである」と判断され、小諸市の敗訴となりました。

4 小諸市の控訴と棄却

小諸市は、第一審判決を不服とし、令和3年8月23日、東京高等裁判所へ控訴しましたが、「賃金後払的性格や生活保障的性格を全て奪ってもやむを得ないとするには均衡を欠き、重きに失する」として市の主張は認められず、令和4年1月14日に小諸市の敗訴となりました。

5 小諸市の上告と棄却

小諸市は、第二審判決（東京高裁判決）を不服として、令和4年3月28日付で最高裁判所へ上告しました。最高裁は「上告が許されるのは民事訴訟法312条1項又は2項に該当する場合に限られるが、本件上告の理由は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであり、上告する理由には該当しない」として上告を棄却し、令和5年2月9日に小諸市の敗訴が確定しました。